

株主である取締役の

解任決議と特別利害関係人

中 村 一 彦

昭和四二年三月一四日最高裁判所第三小法廷判決（昭和四一年（七）第八六八号）（株主総会決議取消請求事件）最高裁民集二二卷二号三七八頁

〔参照条文〕 商法三三九条五項

〔事実〕 Y会社（被告・被控訴人・上告人）は、発行済株式総数三三三、四八〇株の株式会社で、X（原告・控訴人・被上告人）はその八、一六〇株を有する株主で、本件解任決議がなされるまで、その取締役であった。Y会社は昭和三九年一月八日臨時株主総会を開催し、取締役たるXを解任する旨の決議をし、同月一〇日その旨の登記をした。Xは本件決議にさいし、その所有する八、一六〇株とXを代理人として委任された訴外A（所有株式二、四四八株）訴外B（同八一六株）および訴外C（同八一六株）の所有株式との合計二二、二四〇株について議決権を行使しようとした。ところが、議長はXは本件決議については特別利害関係人であるとして、議決権の行使を認めず、他の出席株主五名合計二二、二四〇株の賛成で決議がなされた。そこで、Xは右決

議はその方法が法令に違反するものとして、決議取消の訴を提起した。

一審(横浜地裁)はXの請求を棄却した。その要旨は次の通りである。すなわち(1)特別利害関係人の解釈については、株主總會における決議の公正を担保するため、決議によって特に権利の得喪を生じ、もしくは義務の免除または負担を生ずる立場にある者の如く、法律上特別の利害関係を有する者およびこれと経済的に一体の関係にある者を指称すると解するから、解任される取締役は特別利害関係人に該当する。(2)多数決原理は、公正な手続による保障なくしては実効を期し難く、株主たる地位と取締役たる地位とを併有する者が自己の解任をめぐって公正・冷静な意見を表するのは困難であるから、かかる株主を除外するのが公正を期するゆえんであって、全企業所有者による単純な多数決原理は、決議の公正を実現するために修正されたものと言うべきである。(3)その結果、もし解任決議が著しく不当である場合には、商法二五三条により救済すべきである。

X控訴による二審判決(東京高裁)は、一審判決を取消して、Xの請求を認容したが、その要旨は次の通りである。(1)特別利害関係とは、特定の株主が、その株主である立場を離れて、会社に対し純粋に個人的な利害関係を有する場合を指し、取締役の解任は、取締役個人にとつて、個人として利害関係を有することは否定できないが、それと共に、株主として会社に対して重大な利害関係を有している。(2)株式会社の出資者たる株主は、もともと自己の経済的利得を目的として参加しているから、あらゆる議決について、会社の利益と同時に自己の利益をも考えて議決権を行使するのは当然で、各株主の利害が対立した場合には多数決を予定している。(3)取締役の選任・解任は会社の経営からみて最も重要な事からであるから、株主は当然議決権を有する。

これに対するY会社の上告理由の要旨は、次の通りである。(1)特別利害関係人の意義は第一審判決と同様に解すべきである。(2)第二審判決のように狭く解すると、商法二五三条の存在意義を無視することになる。(3)特定の取締役の解任に関し、その取締役は議決権を行使できず、代理人によつてもそれを行使できないばかりでなく、代理人としてもそれを行使できないと解すべきである。

〔判決理由〕

上告棄却(裁判官全員一致)。「株式会社 株主の有する権利の本質は、単に株式の利益配当を受けるといっただけにとど

まらず、会社の支配ないし経営に参加することができるという点にもあると解せられる。そして、株主は原則として、株式会社の最高の意思決定機関である株主総会において、自己の議決権を行使することにより、「当該株主として有する前記権利を現実に行使することができるのであって、みだりに、その議決権の行使を制限するような解釈をすることは、株主が有する前記権利の性質に照らし、妥当とはいいがたい」特定株主が、その株主の地位を離れて純粹に個人的な利害関係を有するにすぎない場合、たとえば、株主が会社の営業の全部もしくは重要な一部を譲り受ける場合(商法二四)とか、株主たる取締役のした不法行為責任を免除する場合(商法二六)などは、右株主が当該株主総会の決議についていわゆる特別利害関係人にあたりと解すべきことはもちろんである。しかし、株主が単に個人として利害関係を有するにとどまらず、同時に、会社の株主として会社の支配ないし経営の参加に関する事項について利害関係を有する場合、たとえば、会社の取締役等を選任ないし解任しようとするような場合においては、株主たる当該取締役等は、個人として利害関係を有するにとどまらず、同時に、前記のように会社の支配ないし経営の参加に関する事項として、株主としても重大な利害関係を有していることは明らかであるから、純粹に個人的な利害関係を有するにとどまる前記の場合と同一に解することはできない。「元来、株主は、株主総会の決議において、自己の議決権を行使する場合には、議決事項のすべてについて、会社の利益を考慮することはもちろんであるが、同時に、自己の利益を図ることももとより許されることであり、その結果、各株主の利害が対立して、見解の相違が生ずるときは、結局、多数決の理論によって、その結論が決められることになる。」「以上のように考えてくると、特定人を会社の取締役もしくは監査役に選任し、または、これを解任すること、会社の支配ないし経営について、もっとも重要な事項に属するから、株主としては、単に株主総会において発言することができるにとどまらず、これらの事項について、その議決権の行使が許されるべきであって……このことは、当該特定人がたまたま過半数の株式を有しているため、取締役等を選任され、もしくはその解任を免れ、または、逆に少数の株式しか有しないため、取締役等を解任されるようなことがあるとしても、それは、会社の支配ないし経営の参加の問題が、窮極的に、株主の手にゆだねられていることの当然の結果であるともいうことができる(なお、その結果、あまりに不当な場合については、商法二五七条三項、二八〇条の定めると)」「それ

ゆえ、その特定人は、株主総会において、自己の取締役の選任または解任に関する決議について、なんら制限を受けることなく、株主として議決権を行使することができるものと解すべきであつて、原判決が右特定人は商法三三九条五項にいう特別の利害関係を有する者にあつたらないと判断したのは相当である」

〔参考評釈〕 本判決については、雑誌発表順に述べると大阪谷公雄氏（判例評論一〇四、菱田政宏氏（民商五七巻三三〇）、戸塚登氏（号三八頁以下）、（法律時報四〇巻三）、矢沢惇氏（法協八五巻四）の各評釈がある。このほか奈良次郎氏（法曹時報一九巻六、三戸岡道夫氏（ジュリスト三七二）の（号一〇四頁以下）の評釈ないし解説がある。

一、大阪谷評釈―判旨は結果において正当であるがその理論づけに問題がある。要約すると次の通りである。(1)判決のいうように、株主権の内容として会社の支配ないし経営に参加することができる点が本質的なものと考えることは、原則的には正当と言えるが、企業における所有と経営の分離（特に経営権の強化）が次第に顕著となつていく現状において、このような本質論には疑問がある。(2)会社の本質が営利社団である以上（商五二条）、株式会社においても、その構成員たる各株主は社団の目的に従つて、組織体の一員として行動すべき義務を負うものと考えなければならない。わが国で、議決権の行使が会社全体の利益を目標としてなされなければならないとする説があるのは、実にこれらの点に着目した結果であろう。(3)商法三三九条五項の基礎には、株主が株主たる地位においては、社団法上の利益を侵害する行為をすべきでないとする義務の存在が前提とされる。(4)特定の株主たる取締役の解任を目的とする決議事項は特別の利害関係人にあつたらないと解すべきである。

二、菱田評釈―判旨賛成。要約すると次の通りである。(1)株主が議決権を行使するに当つては、自己の株主としての利害判断に従つて自由にこれを行使できるものと解せられ、株主総会における多数決原則は、株主が株主としての立場に立つての利益判断に従つて議決権を行使するならば、現実に株主の間に生ずる意見の背離は、株主の会社参加目的たる経済的利益獲得のための方策についての意見の相異にすぎず、株主の会社参加目的たる経済的利益の獲得という共同目的において一致していることを前提にしており、この経済的利益獲得の目的は団体としての会社の活動によって実現されるのであるから、各株主は会社の繁栄すなわち株

主自身の利益という点において一致するわけで、それは団体自体の利益目的にも適合する。

(2) 議決権は株主の自由な判断によつて行使せらるるといつても、そこには「株主としての利益追求のため」という限界が存する。「株主としてでない利益」のために、株主としての利益に反し、したがって他の株主としての利益に不当な損害を及ぼすことを防止することが、商法二三九条五項の立法趣旨である。

(3) 株主としての利害よりもそれと反する株主としてでない個人的な利害の方が大きい場合には、その議決権を行使できないものと考えるのが妥当であろう。

(4) 取締役の解任は、問題の性質は選任の場合と同様、取締役たる株主の個人的利害関係とは別個の会社支配に関連する問題であり、全株主の利益に共通する問題である。

(5) 株主総会における取締役の解任決議を、公的な団体などにおける合議体の機関の構成員の特定の者の除名などにおける一般的な取扱いで律することは妥当でなく、また株主の議決権の本質的な性質は、株主総会なる会社機関の構成員としての権限としてとらえるべきではない。

三、戸塚評釈―判旨は正当である。要約すると次の通りである。(1) 私益追究を目的とする会社では、企業の所有者として、その議決権を自己の利益のために行使できることを前提にしている。判例によれば「会社の利益を考慮することはもちろんであるが同時に、自己の利益を図ることももとより許される」ことになるが、株主は株主たる地位において、会社の利益を害する行為をすべきでないという義務を負うのは当然としても、右の表現が、積極的に会社の利益を図るよう考慮すべき義務をも負っていることを意味するとすれば疑問がある。判旨はいっそう徹底してこの点を明確にすべきではなかったかと思われる。(2) 判旨は株主が株主の地位を離れて純粹に個人的な利害関係を有するにすぎない場合として、営業譲渡や取締役の免責をあげているが、取締役の免責は、株主としての地位において取締役にいかなる姿勢で接すべきかの問題も含んでいるから、純個人的な関係としてのみ処理することには疑問もあろう。しかし、純個人的な関係については、自己契約禁止の原則(民一〇八条)が適用されるだろう。(3) 株主の特別利害関係をできるだけ狭く解しようとすることは肯けるが、問題なのは取締役会においてこれが準用されていることで(商二六〇条第二項)、本件判決を契機として右の準用は廃止されるべきである。(4) 本件では、取締役の解任を株主総会で決するので、国会・地方議会において、その構成員を除名・解任するのとは、本質を異にする。

四、矢沢評釈―判旨賛成。要約すると次の通りである。(1)判旨のいうように、株主は営利法人たる会社の構成員として、株数

に応じた利益配当に参加することを主たる目的とし、そのため株主総会を通じて、会社の経営者を任免し、これに経営を委ねているものであって、このような企業所有者としての地位に基づきその任免につき株式数に応じた議決権を行使するのであって、このような経営者の任免は、株主の本質的に有する支配権のあらわれである。

(2)他方において、株主は、本来右の意味で株主として、自己の利益のために議決権を行使できるのであるが、株主の地位を離れた利害関係が株主としての利害関係より強く、そのため他の株主の株主としての利益を害する可能性を生ずるので、商法二三九条五項で、このような利害関係を有する者が議決権を行使することを禁止したものと考えるべきである。(3)このように考えると、取締役の選任だけでなく、その解任についても、特別利害関係を否定した判旨の結論も、その理由づけも賛成できる。

(4)特別利害関係人は他人の代理人としては議決権を行使できると解する下級審判例(東京地判大正一三・九、一五評論一三商五四八頁)と学説があるが、代理人によって議決権を行使できないばかりでなく、代理人としてもこれを行使できないとする通説および上告理由に賛成する。(5)営業譲渡(商二四五条)・取締役の責任免除(商二六六条)その他の場合検討すべき問題があるが、いずれにせよ、本件判旨の基準で、株主たる地位に随伴する利害関係とそれから離れた利害関係を比較考量することになるが、一つの明確な基準を立てたことは、問題がなくなはないにしても、高く評価されるべきである。

〔考察〕 判旨の結論には賛成。しかし、その理論づけに若干疑問がある。

一、従来、下級審の裁判例は、一貫して、取締役等の解任決議におけるその取締役等の株主は、いわゆる特別利害関係人に該当すると判示してきた(東京地判昭和八年七月一七日新聞三、五八七号一三頁・神戸地判同一〇年一月二日新聞三、九五〇号一九頁・東京控判同一五年四月三〇日新聞四、五九六号七頁)また今まで大審院・最高裁を通じて直接この問題にふれたものはなかったが、本判決が、小法廷ではあるが、全員一致で、詳細な理由をふして、いわゆる特別利害関係人に該当せずと判示したことは、注目すべきことである。

わが商法二三九条五項の規定は包括的・抽象的であつて、立法当初(明治三年商法二六一条四項)はかなり広範囲に適用されることを期待されていたようであるし、従来の判例・学説ともかなり広範囲な適用を認めてきたが、比較法的にみる

と、むしろ類をみない特異な規定である。イギリス・アメリカ法上は、株主の議決権は一種の財産権 (Right of property) であり、株主は自己の個人的利害関係 (personal interest) にもとづいて、その議決権を行使できるという考え方が支配的であつて、特別利害関係人の議決権排除の制度は存在しない。フランス法上も、特別利害関係人の議決権行使の可否について、一般的規定は存在せず、大多数の判例は株主がその決議につき個人的利害関係 (interet personnel) をもつ場合でも決議に参加できるとしている。西ドイツの場合も、旧商法二五二条三項は責任の解除・義務の免除、訴訟の開始終了といった具体的決議事項と並べて、「法律行為の締結」(Eingehung od. Vornahme eines Rechtsgeschäfts) につき一般的に議決権排除を規定していたが、法律行為の締結は一九三七年の株式法で削除され、現行法 (一九六五年法) 一三六条一項は、責任の解除、義務の免除、請求権の行使に限定している。(もつとも、イタリイでは議決権排除が有力であり、一九四二年民法三三七条はが同に近いような法決な議決権排除を定めている。なお、比較法制の詳細については、大森「株主総会における特別利害関係者の議決権排除」民商三五卷八〇四頁以下、龍田「株主の議決権の排除」法学論叢六四卷三三四頁以下、菱田「特別利害関係」人議決権行使排除」商経法論叢一〇卷一九三頁以下参照) 今日、立法論として、このような事前的予防を廃止して事後的匡正の制度を採用すべきであるとの説が有力であり、(龍田「前掲書八四頁、鈴木・新版会社法二二〇頁、大森「議決権」講座三卷九〇八頁、大隅・全訂会社法論中三六頁) また解釈上も特別利害関係を次第に限定的に狭くしようとする傾向が見られるが、正当であらう。

二、先ず、判旨の理由づけで「元来、株主は、株主総会の決議において、自己の議決権を行使する場合には、議決事項のすべてについて、会社の利益を考慮することはもちろんであるが、同時に、自己の利益を図ることももとより許される」(傍点筆者)との表現がある。特別利害関係人の議決権排除の問題も、結局は、このような議決権行使の目標とも関連することになるが、これに関する学説はおよそ次の三つに分けられる。(1) 議決権は会社の利益を目標にして行使されねばならないとの説(社員権否認論・田中耕・改訂会社法概論下三六〇頁、因みに取締役の解任決議について、その者は特別利害関係人に該当しないと解する。株式債権論・松田・新訂会社法概論一二八頁、解任決議・利害関係人に該当

する。実方・会社法学Ⅱ(二五四頁、)がある。大阪谷教授もこの立場と考えられる(前述評釈・前述判例(例評論四〇頁参照))。②議決権は自己の利益のために該当する(石井・商法Ⅰ二一七頁、)がある。大谷教授もこの立場と考えられる(前述評釈・前述判例(例評論四〇頁参照))。③議決権は自己の利益のために行使できるとの説(高田・新商法概論一〇八頁。因みに取締役の解任の場合、その者は特別利害関係人に該当する。田中誠・最新会社法上二一四頁、解任決議Ⅱ利害関係人に該当する)がある。大森・「議決権講座」がある。本件判旨は前述(2)の立場に立つものと解せられる。しかし(2)の説は「自己の利益」と「会社の利益」のいずれに重点をおくかによつて、(1)の説または(3)の説に転化する可能性をもっている。そして(1)の説からは、自己の利益よりも、会社全体の利益を基準として判断する結果として、株主はその機関資格において会社に対し法的に当然忠実関係にあるという見方(田中耕)、議決権の倫理性(松田)、商法二二九条五項の基礎には、株主が株主たる地位においては、社団法上の利益を侵害する行為をすべきでないとする積極的義務の存在が前提とされるといふ考え方(大阪谷評釈)が導かれる(もつとも、(2)の説にも、株主は積極的義務、いわゆる誠実義務、取締役の忠実義務より低位の積極的義務を有するとの考え方も存在する。高田・株主の誠実義務、竹田先生古稀記念論文集一三二頁)しかし、(3)の説に立てば、株主が積極的に会社の利益を図るよう考慮すべき義務を負うかにつき、疑問が呈示されるし(戸塚評釈)、株主の議決権に関する制約は、いわゆる信義誠実の原則や権利濫用の禁止の原則のようないわば消極的制約にとどめるべきであつて、積極的義務を云々する必要はなく、むしろ議決権は株主の権利であり、その行使は義務ではないということになる。また(1)の説は専ら団体の利益にのみ奉仕すべきことが予想されている公的な団体や公益法人(民六六条)の場合に近い理論構成をとる結果、株主の議決権排除の範囲も、どちらかと言えば広く解される。しかし、(3)の説からは、少くとも特別利害関係人の議決権の排除を広く定める必要性に疑問があるばかりでなく、解釈論としても、それをなるべく狭く解することにならう。理論構成としては(3)の説が妥当である。本件判旨は「自己の利益のために」と同時に「会社の利益のため」という表現でなく、「会社の利益を考慮することはもちろんであるが、同時に自

己の利益」という表現を採つて、(3)の説に傾斜しているが、判旨はいっそう徹底して、この問題を明確にすべきではなかったかと思われる。

次に本件判旨では、株主権の本質として、それが「単に株式の利益配当を受けるといっただけにとどまらず、会社の支配ないし経営に参加することができる」と強調している(要田理論の影)が、株式会社の法理論をいわゆる所有と経営の分離の観点から見る私見(詳細は拙著・経営者支配の法的研究参照)からは、一種の抵抗を感ずる。わが国の商法は(昭和二五年の改正により)株主総会の権限を限定し(商三三〇)、「経営そのもの(業務執行)」は取締役会の権限であると定めている(商二六)。従つて、株主総会の絶対・万能性は喪失し、その最高機関性も一步後退しており、経営者のいわゆる経営権は拡大・強化されている。このような傾向の下では、株主は本質的には投資者として、社会企業の基本的組織事項(会社の解散・合併等。取締役の選任・解任も含む)や株主の重要な利益に関する事項について、株主総会を通じて参加する権利を有すると解すべきで、会社の「支配」ないし「経営参加」を株主権の本質とする考え方には、疑問を持つ(阿旨・大阪谷評釈)。

三、本件判旨は「特定の株主が、その株主の地位を離れて純粋に個人的な利害関係を有するにすぎない場合」をいわゆる「特別の利害関係」と解している。この点に関する学説を吟味すると、およそ次の三つとなる。(1)決議事項について、一般の株主に平等に関係しないで、当該の特定の株主の個人的利害のみに関係をする場合とする(特別利害関係説、高田・廣習株式会社法九〇頁五井・前掲書一八三頁、田中誠・前掲書三三三頁、大浜・会社法要論二〇三頁、鈴木・前掲書二二頁中)がある。この立場は立法者の企図に最も忠実であると思われる。取締役の解任という具体的な理論の適用の場合に、この説の大半はその者を特別利害関係人に該当するとなすが、一部にたとえは「取締役の解任決議におけるその取締役等も疑問はあるが、特別利害関係人ではないと解すべきではないか」という見解(鈴木・前掲書二二頁)があるのは注目される。(2)決議によつて特に権利を得もしくは義務を免

れまたは特に権利を失いもしくは義務を負うように、法律上特別の利害関係を有することをいうとの説(法律上利害関係
説 松本・日本
会社法二六〇頁・松田・前掲書一
二八頁 本件第一審判決の立場)がある。これに対しては、形式的にすぎず、実質上の利害関係との隔たりが大きくなるおそ

れがあることと総会決議そのものが直接に権利義務を生じないのが通常である等の批判がある。(3)特定の株主が

その株主たる立場をはなれて有する会社外の個人的利害関係をいうとの説(個人法説、大隅・全訂会社法論中三五頁、大森・
講座九〇八頁、西原・会社法二三七頁、麥田評釈)があ

る。最近の有力説で特に取締役の選任・解任の場合については明確に説明できる長所をもつている(この説は取締役の選
任・解任決議につ
き、その者は特別利害関係係人に該
当しないという点で一致している)

本件判旨は理論構成の基本的立場においては、(3)の説に立脚するものと解せられる。しかし、厳密には(3)の説とも若干異なり、前記学説のいずれにも属しない特色あるものと言えよう。すなわち、取締役の選任ないし解任は、株主たる取締役が「個人として利害関係を有するにとどまらず、同時に会社の株主として会社の支配ないし経営の参加に関する事項について利害関係を有する場合」であると判示し、その上で、取締役の選任・解任は「会社の支配ないし経営の参加に関する事項」について「もつとも重要な事項」に属するという判断で、その者は特別利害関係係人に該当しないと結論づけている。従つて、会社の支配ないし経営の参加に関する事項についても、それが「もつとも重要な事項」でなければ、個人としての利害関係に属することになり、議決権行使の排除が可能であることを示している。しかし、このような、もつとも重要な事項であるか否かという基準は、具体的な問題の判断に際しては、必ずしもはつきりしない場合が生ずるであらう。

四、取締役の解任という決議事項を「選任」との関係で整理すると、およそ次のようになる。(1)取締役の選任ないし解任についての株主総会の議題について、株主たる当該特定人はすべて特別利害関係係人にあたる説(高田・商法要論一八四頁、
松田・前掲書二八頁)がある。選任については、単に「取締役選任の件」という如く、特定の者の選任を議題にするのではなく、いかなる範囲からでも自由に取締役を選任しうる場合には、たとえ事実上特定の株主がみずから立候

補するとしても、その候補者たることは事実上の関係であつて、法律上の拘束を生ぜず、特別利害関係人に該当しないとされる。特定の者が決議に参加した場合、会社にとつて不適当な者が取締役に選任される危険性が考えられる。しかし、その者を排除した場合は、その者の身代りを立てることもできるし、もし取締役に選任されるべき特定の株主が発行済株式の過半数を有するときはその者の選任が阻止されても、これにかわるべき反対派の者の選任に反対するであろうから、結局多数派と少数派と争うときは、取締役の選任は不可能となることもある(水田「取締における候補者の議決権の行使の可否及び議長資格の有無並びに取締役解任決議の場合との比較」吉田・上田編・会社法律相談百問一二二頁)。

(2) 取締役の選任決議の場合、特定の者の選任を議題とするときも、決議に当り候補者を追加できるという理由で、特別利害関係人に当たらないが、解任決議については、その者は特別利害関係人に該当すると解する説がある(石井・前掲書二八三頁、甲中誠・前掲書三二四頁、大沢・株式会社法講座三卷一〇三五頁)この見解をとると、多数派の取締役が議決権行使を禁止されたため解任されても、選任については議決権を行使できるから、解任された取締役が直ちに選任されることにならう。さらに、少数株主による取締役解任請求権(商二五四)はまさに、解任の対象となつて

いる取締役である株主が決議に参加することを予定しているものといつてよからう(矢沢評釈。五八九頁)。

(3) 選任・解任い

ずれの決議についても、特別利害関係人に該当しないとす説(矢沢評釈・菱田評釈・大隅・前掲書三七頁、大旨(および原審判決)は)はこの立場に属する。取締役の選任・解任は会社の純粋な組織行為に属し、株主が会社に対して有する利害関係そのものであるから、(3)説が妥当であり、この説と同じである本件判旨の結論は正当である。